

## ○入間市SDGsパートナー制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、SDGs未来都市の選定を受けた入間市が、「Well-being City いるま～健康と幸せを実感できる未来共創都市～」の実現に向けて、SDGsの達成に向けた取組や普及啓発を行う意欲のある企業、団体等を入間市SDGsパートナーとして広く募集することで、市内におけるSDGsの取組の見える化及び裾野を広げるとともに、多様な主体との連携を通じて、SDGsの達成や地域課題の解決につなげることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内法人等 市内において活動を行う企業、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、任意団体等をいう。
- (2) 申込者 入間市SDGsパートナー制度に参画しようとする市内法人等をいう。
- (3) 入間市SDGsパートナー SDGsに関する取組について宣言し、及び入間市SDGsパートナー制度に参画した市内法人等をいう。
- (4) いるまSDGsラボ 入間市SDGsパートナーにより構成されるプラットフォームをいう。

### (応募要件)

第3条 入間市SDGsパートナーの対象となる申込者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内法人等であること。
- (2) いるまSDGsラボに参加し、様々なステークホルダーと連携を図り、SDGsの達成に向けて取り組む意欲があること。
- (3) 法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。
- (4) 会員が入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団、暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者である者並びにこれらの者と不適切な関係を有する者ではないこと。

### (申込及び宣言)

第4条 申込者は、入間市公式ホームページにある申込フォームから必要事項及びSDGs

達成に向けた具体的な活動内容を入力し、いるまSDGsラボへの参加申込及びSDGs取組の宣言をするものとする。

2 市長は、申込者が前条に規定する応募要件を満たすものと認めるときは、当該申込者を入間市SDGsパートナーと証するものとする。

(市の役割)

第5条 市長は、入間市SDGsパートナーがSDGsの達成に向けて取り組む宣言内容を市公式ホームページ等において公表するものとする。

2 市長は、いるまSDGsラボを通じて入間市SDGsパートナーに対し、SDGsに関する情報提供を行うとともに、中小企業向けの経営支援研修その他の支援を提供し、入間市SDGsパートナーによるSDGsの達成に向けた取組を支援するものとする。

(宣言内容の変更)

第6条 入間市SDGsパートナーは、宣言又は取組の内容を変更しようとするときは、入間市SDGsパートナー宣言内容変更申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(宣言の取下げ)

第7条 入間市SDGsパートナーは、宣言の取下げをしようとするときは、入間市SDGsパートナー宣言取下げ届(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(入間市SDGsパートナーの取消し)

第8条 市長は、入間市SDGsパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入間市SDGsパートナーを取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載その他不正があったとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 解散等により連絡が取れないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が入間市SDGsパートナーとして適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により入間市SDGsパートナーを取り消したときは、相手方に対しその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により入間市SDGsパートナーを取り消された企業、団体等に損害が生じても、その責めを負わない。

4 第1項の規定により入間市SDGsパートナーを取り消された企業、団体等は、第1項各号に該当しないこととなったときは、再度第4条に規定する申請を行うことができるも

のとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。